

## 大口町農業経営改善支援センター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成と、それらの経営が地域の農業生産の多くを担うような農業構造の確立を目指して、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項により認定を受けた者）等に対する相談支援活動を実施するため、農業経営改善支援センターを設置することを目的とする。

### (名称)

第2条 センターの名称は、大口町農業経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）と称する。

### (業務)

第3条 支援センターは、目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 農業の経営改善に関する相談
- (2) 農業経営改善計画認定制度の活用方策説明会の開催
- (3) 認定志向農業者研修会の開催
- (4) 農業経営改善スペシャリスト相談会の開催
- (5) 部門別経営改善相互研さん会の開催等

### (運営)

第4条 支援センターは、まちづくり部まちづくり推進課に設置する。

- 2 、まちづくり部まちづくり推進課は、支援センターの事務局機能を果たす。
- 3 支援センターは、大口町担い手育成総合支援協議会の構成機関、団体等と連携し、推進体制を整備しつつ運営する。

### (担当者の配置)

第5条 支援センターの相談窓口は、担当者を置く。

- 2 担当者は、大口町の職員がこれに当たる。

### (相談支援チームの編成)

第6条 農業者の相談に適切に対応するため、関係機関及び団体の役職員等からな

る相談支援チームを設ける。

2 相談支援チームのメンバーは、関係機関及び団体が推薦する者とする。

(経営改善支援活動推進員の設置)

第7条 認定農業者等の組織づくり及び活動を支援、助長する経営改善支援活動推進員を置く。

2 経営改善支援活動推進員は、大口町長が委嘱する。

(その他必要事項)

第8条 支援センターの設置及び活動については、広報誌等を活用して、農業者に広く周知する。

2 この要綱に定めのない事項については、大口町担い手育成総合支援協議会の場で協議し決める。

附 則 (平成7年3月24日 大口町告示第21号)

この要綱は、平成7年3月24日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日 大口町告示第30号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月1日 大口町告示第91号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日大口町告示第58号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町告示第48号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町告示第53号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。